

令和7年度山梨市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活の費用を支援し結婚・出産・子育て期における経済的不安を軽減することで、地域における少子化対策の推進を図ることを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、山梨市補助金等交付規則(平成17年山梨市規則第43号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 婚姻日 婚姻届を提出した又は受理された日をいう。
- (3) 居住費 婚姻を機に市内に自己の居住の用に供する住宅を賃借する際に要した費用で賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料の費用を合計した金額をいう。ただし、勤務先から住居に係る手当が支給されている場合にあつては、当該手当分を減じた額とする。
- (4) リフォーム費用 婚姻を機に市内に自己の居住の用に供する住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫、門、フェンス又は植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入又は設置に係る費用を除く。
- (5) 引越費用 婚姻を機に市内に自己の居住の用に供する住居へ引越をするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(補助対象要件)

第3条 補助金の交付対象は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間(婚姻日より前の賃借、リフォーム又は引越で婚姻を機としたものにあつては、その賃借日、リフォーム日又は引越日が婚姻日から起算して1年以内の間。)に、山梨市内の住宅の賃借、リフォーム又は山梨市内へ引越し(以下「補助対象事業」という。)を实

施し、前条第 2 号、第 3 号又は第 4 号を支払い、かつ、次の各号の全てに該当する新婚世帯とする。

- (1) 次条の規定により算出した新婚世帯の合計所得金額が 500 万円未満であること。
- (2) 婚姻日において、夫婦の年齢が共に 39 歳以下であること。
- (3) 第 6 条の規定による申請時に、夫婦が共に本市に住所を有し、かつ、居住していること。
- (4) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (5) 夫婦がいずれも市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 夫婦がいずれも暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定するものをいう。)でないこと。
- (7) 申請日より 5 年以上継続して、本市に居住する意思があること。
- (8) 過去に夫婦の双方又は一方が内閣府の定める地域少子化対策重点推進交付金に関する補助を受給していないこと。(他自治体での受給も含む。)

2 前項に規定するほか、令和 6 年度山梨市結婚新生活支援事業補助金交付要綱(令和 6 年山梨市告示第 109 号)(以下「令和 6 年度要綱」という。)により補助金の交付を受け、当該補助金の額が令和 6 年度要綱に規定する補助金の上限額に達していない世帯であって、前項各号の全てに該当する世帯(以下「継続世帯」という。)は本要綱に基づく補助金の交付対象とする。この場合において、同項第 1 号中「新婚世帯」とあるのは「継続世帯」と読み替えるものとする。

(世帯所得の算出方法)

第 4 条 世帯所得の算出方法は、所得証明書をもとに、申請日の属する年の前年(申請日の属する月が 1 月から 5 月までの場合にあっては前々年)の夫婦の合計所得金額を合算した金額で算出する。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得を合算した金額から貸与型奨学金の年間返済額(申請日の属する年の前年に返還をした額をいう。以下同じ。)を控除した金額を世帯所得とする。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、居住費、リフォーム費用(「山梨市住宅リフォーム補助金」の

交付を受けている場合は対象外とする。)及び引越費用を合計した額とする。ただし、新婚世帯に交付する補助金の上限額は30万円とし、継続世帯に交付する補助金の上限額は令和6年度要綱に規定する補助金の上限額から当該要綱に基づき交付した額を減じた額とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする新婚世帯及び継続世帯(以下「申請者」という。)は、新婚世帯にあつては山梨市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、継続世帯にあつては山梨市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(継続申請用)(様式第1-1号)に、次に掲げる書類を添えて、令和8年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- (2) 新婚世帯又は継続世帯の属する世帯全員の住民票の写し
- (3) 所得証明書(新婚世帯に限る。)
- (4) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類(現に貸与型奨学金の返済を行っている新婚世帯に限る。)
- (5) 住宅の請負契約書の写し(リフォームの場合に限る。)
- (6) 住宅の賃貸借契約書の写し(居住費における賃貸借の場合に限る。)
- (7) 住宅手当支給証明書(様式第2号)
- (8) 居住費を支払ったことがわかる書類の写し
- (9) 市町村税等の滞納がないことが分かる書類
- (10) リフォーム費用に係る領収書の写し(リフォーム費用の場合に限る。)
- (11) 引越費用に係る領収書の写し(引越費用の場合に限る。)
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、山梨市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)又は山梨市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請

者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第 8 条 申請者は、前条の交付決定後に申請事項に変更が生じたときは、速やかに、山梨市結婚新生活支援事業補助金交付変更申請書（様式第 5 号）に第 6 条に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があった場合は、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、山梨市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第 6 号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 9 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、山梨市結婚新生活支援事業補助金請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

(補助金等の取消し等)

第 10 条 市長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した補助金がある場合は、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、山梨市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

3 前項の規定による返還の請求は、山梨市結婚新生活支援事業補助金返還通知書（様式第 9 号）により行うものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 6 月 2 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(有効期限)

- 2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 7 条の規定により交付決定された補助金については、同日以後も、なおその効力を有する。

